# 生徒心得

Ⅰ　「自主、自律」という態度を身につける。
Ⅱ　常に弘前南高校生であるという自覚をもつ。
Ⅲ　清潔感のある服装と清々しい態度、場にふさわしい言葉づかいを心がける。
Ⅳ　互いに協力しゆずりあう尊さを、自分の生活をとおして体得する。

1　登校

始業時刻前までにホームルームに入っている。

2　下校

平　日　　午後７時 30 分

休業日　　午後５時 00 分（学習会、模擬試験がある場合は午後６時 00 分）

3　遅刻、早退、外出

(1)　遅刻した時は必ず遅刻届用紙に必要事項を記入し、ＨＲＴの押印後教室に入る。届出用紙は教科担任に提出して押印してもらい、後にＨＲＴに提出する。

(2)　病気その他やむを得ない家事のために早退、外出をする時は、事前にＨＲＴ、年次主任の許可を得る。

4　欠席、忌引

(1)　欠席（忌引）する時は、電話その他の方法で事前にＨＲＴに連絡、出校の際に所定の用紙によって届け出る。

(2)　病気で欠席が１週間以上にわたる時は、医師の診断書を添えて届け出る。

(3)　忌引は次のような日数まで許可される。

| | |
|---|---|
| 父母またはそれに代わる保護者等 | ７日以内 |
| 祖父母・兄弟・姉妹 | ３日以内 |
| 曽祖父母・伯叔父母・甥・姪 | １日 |

5　校内掲示

ポスターその他を掲示する時は、あらかじめ生徒指導部に提出し、許可を受ける。

6　校舎・校具使用

別紙に掲げる心得により使用する。

7　所持品

(1)　所持物品には必ず固有番号と氏名を明記しておく。

(2)　貴重品は身体からはなさないように充分注意する。

(3)　校内で物品を紛失または拾得した場合は、ただちに生徒指導部に届け出る。

8　容姿

頭髪は清潔を保ち、華美、特殊な髪型は禁ずる。

9　旅行・登山

(1)　事前の計画と準備には万全を期する。

(2)　旅行をする場合は、別紙様式により事前に必ず届け出を出す。

(3)　冬山の登山は原則として禁止する。

10　アルバイト

(1)　家庭事情等でやむを得ない場合以外、在学中のアルバイトは禁止する。

(2)　やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、ＨＲＴに相談し、所定の様式により願い出て許可を受けるものとする。

(3)　この場合、許可基準に合ったものでなければならない。

許可基準

イ　不得意教科（赤点）がないこと。

ロ　長期休暇時のアルバイト期間は夏 20 日、冬 15 日以内であること。

ハ　夜（６時以降）の仕事でないこと。

ニ　危険な仕事でないこと。

ホ　酒類を出したり、直接客の接待をする（不健全な）仕事でないこと。

ヘ　責任をもち、信頼のおける事業主であること。

ト　願い出の理由が正当で、保護者が同意したものであること。

11　その他

(1)　バイク、自動車等による通学は認めない。

(2)　学校構内での政治的活動は禁止する。

(3)　校内への授業等に必要のない刃物等の持ち込みを禁止する。

附　　則

平成 20 年 4 月 1 日　改定・施行

平成 28 年 4 月 1 日　改定・施行

令和 2 年 4 月 1 日　改定・施行

令和 4 年 4 月 1 日　改定・施行

令和 5 年 4 月 1 日　改定・施行

# 制服についての規程

第１条　男子制服は標準学生服で、ズボンはストレート型、ボタンは本校規定のものとする。夏季には白ワイシャツか白の開きんシャツ（ボタンダウンは禁）の略装（夏服）も許可する。

第２条　女子制服は白ワイシャツに規定のネクタイをつけ、スカートまたはスラックスに上衣を着用する。尚、上衣・ベスト・スカート等は濃紺のサージとする。夏季にはベストまたは盛夏用夏服を着用してもよい。

第３条　レインコート・オーバーなどは華美でないものとする。

第４条　女子のストッキングは黒色とし、ソックスを着用する際は派手でない無地のものとする。

２　正装時は黒のストッキングとする。式典等についてはその季節を考え特別指導とする。

第５条　登校時には制服を着用する。

附　　則

令和 4 年 4 月 1 日　改定・施行

# 服装・容儀等について

【服装について】

１．男子

（ア）男子制服は標準学生服で、ズボンはストレート型、ボタンは本校規定のものとする。夏季には白ワイシャツか白の開きんシャツ（ボタンダウンは禁）の略装（夏服）も許可する。

２．女子

（ア）女子制服は白ワイシャツに規定のネクタイをつけ、スカートまたはスラックスに上衣を着用する。尚、上衣・ベスト・スカート等は濃紺のサージとする。夏季にはベストまたは盛夏用夏服を着用してもよい。

（イ）女子のストッキングは黒色とし、ソックスを着用する際は派手でない無地のものとする。

（ウ）正装時は黒のストッキングとする。式典等についてはその季節を考え特別指導とする。

３．その他

（ア）登校時には制服を着用する。また、レインコート・オーバーなどは華美でないものとする。

【容儀等について】

◎男女共通

（ア）頭髪は清潔を保ち、華美、特殊な髪型は禁ずる

（イ）マニキュア、化粧、カラーリップ、装飾品（ピアス・指輪・ネックレス・髪飾り等）は禁ずる。

１．男子

（ア）口ひげ・あごひげ等は認めない。

２．女子

（ア）長い髪は必要に応じて結う（ヘアゴム、髪留め等は華美でないものとする）

（イ）正装時では、髪が肩にかかる場合は結う。シュシュの使用は禁止する。

弘前南高校生徒指導部

# ７つの約束事（生徒要覧に準ずる）

**～弘前南高校生としての自覚と誇りを持って**

## １　挨拶の励行

どんな場にあっても、どんな人に対しても、よりよい人間関係は挨拶から。『**心の伝わる挨拶**』を。

## ２　場にふさわしい言葉遣いを心がける

## ３　時間厳守

（１）　教室移動や授業の準備は余裕を持って行う。

（２）　遅刻について…朝ＳＨＲ開始のチャイムが鳴った時点で、教室に入り着席していること。

## ４　服装容儀について（詳細については別紙を参照する。）

**服装や頭髪は、その場にふさわしいかどうかを自ら考えて整えることが基本である。**

## ５　スマートフォン・音楽プレーヤー等の電子機器について

（１）　使用時間…**放課後のみ**

・朝、校舎に入る前に電源を切り、鞄に入れる。

・帰りの SHR 終了後（清掃がある生徒は清掃終了後）使用可とする。

（２）　使用場所…**ホームルーム教室と体育館のみ**。

（３）　使用目的…**家庭への連絡のみ**。

・放課後に学習・部活動等で使用する場合は、**担当教員の管理の下**、使用を認める。

## ６　交通安全とバス等乗車マナーについて

**【 自転車 】**

（１）　「**ながら運転**」（スマートフォン・イヤホン・傘差し）は禁止。

（２）　**自転車の並進、右側通行は禁止**。

いずれも道路交通法等違反として罰金、懲役の対象となります。

**【 バス・列車等 】**…公共の乗り物であることを常に意識し、一般の乗客に迷惑をかける行為は慎む。

（１）　大声での会話を控え、イヤホンからの音漏れがないなど気をつける。

（２）　荷物で座席を確保しない。

（３）　高齢者や身体の不自由な方には、進んで席を譲りましょう。

## ７　学校内の施設について

（１）　学校内の施設を破損した場合にはすぐに申し出る。

（２）　窓の桟、ロッカー（下足ロッカー含む）の上には私物を置かない。

（３）　教室の床にバックや教科書などの私物を置かない。バックは机の脇のフックか、教室後ろのフックにかける。また、大きいバックなどは、自分の椅子の下に邪魔にならないように置いてよい。

（４）　廊下、体育館での飲食、食べ歩きは禁止。

（５）　管理棟１・２階のトイレは緊急時以外使用禁止。